

貸室利用にかかる減免規程

大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下「enoco」という。）の貸室利用に係る利用料金の減免について、下記のとおり定める。

■減免の決定

- ・貸室利用希望者から利用料金の減免について申出があった場合は、主催者、利用内容、その目的等について、審査シートに基づき enoco 内部に設けた審査委員会がこれを厳正に審査し、利用料金を減額し、又は免除する。
- ・営利目的の利用の場合、原則として利用料金は減免しない。ただし、収支計画書等の提出によって、利益のないことが明らかな場合は、この限りでない。
- ・全額を免除する場合は、主催者と協議の上その内容の一部変更を求める事がある。
- ・利用料金を減免する場合、共催又は協力名義として enoco の明示を求める事がある。
- ・審査に際して、適宜資料の提出を求めることができる。

《審査項目》

（それぞれの項目を点数により評価。8割以上で全額減免、5割以上で半額減免とする。）

○公益性

- ・広く府民に関係、関心のある主題か
- ・社会課題解決への姿勢はあるか

○活動内容・方針

- ・文化芸術の創造・振興に寄与するか
- ・都市魅力創造への視点があるか
- ・教育・次世代育成の姿勢があるか

- ・この規程に関わらず、enoco が特別の理由があると認めるときは、事前に大阪府担当部局と協議し減免等の内容を個別に決定する。

■申込期間

利用実施月 3ヶ月前までに申請を行うこと。

以 上